

# 「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金

## (県コロナ対応)」の限度額が増枠となりました

新型コロナウイルス感染症資金の取扱が開始され、さらにこの緊急制度融資の対象業種に病院・診療所が追加されたことから、条件により、昨年5月より取扱が開始となった保証料・金利ともに補給・補助される略称「**県コロナ対応**」制度も取扱いが可能となりました。(手続きが効率的かつ迅速に実施できるよう当組合が必要書類の事前確認・代理申請を行うなど、地公体や保証協会との協議に基づき、可能な限り認定・申込み手続きを一元化して進めます)

融資対象者	新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した県内に事業所等のある以下の事業者 ★県内事業歴1年未満の方も対象となります。 ① 売上高等が <b>5%以上</b> 減少した個人事業主(小規模※ <sup>1</sup> に限る) ② 売上高等が <b>5%以上</b> 減少した小・中規模事業者(①を除く) ③ 売上高等が <b>15%以上</b> 減少した小・中規模事業者(①を除く) ★セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定が必要です。
資金用途	経営安定のために必要な事業資金
融資限度額	運転・設備併せて <b>6,000万円</b> (2/1より4,000万円から拡大しました)
償還期間	<b>10年(据置5年)以内</b>
融資利率	年1.4%
(利子補給)	・補助の対象は、 <b>融資実行日から当初3年間の利子</b> ・補助率 <b>融資対象者①及び③…全額</b> (融資対象者②は補助対象外)
信用保証料	すべて必要 年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%)
(免除する信用保証料)	<b>融資対象者①及び③…全額</b> 融資対象者②…1/2
担保	原則無担保
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。
償還方法	原則として均等分割弁済(償還期間が1年以内の場合は一括償還可能)
申込期間	令和2年5月1日(金)から令和3年3月31日(水)まで ※ただし、融資実行は令和3年5月31日(月)まで

※<sup>1</sup>常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの

### 【お問い合わせ先】

岐阜県医師信用組合 担当(塚本・杉山)

0120-74-1118(フリーダイヤル)

058-274-1118(TEL) 058-274-9057(FAX)

営業時間:月曜日~金曜日(祝日等の信用組合休業日を除く)

午前9時~午後5時

E-mail:gifuusin@ccom.or.jp